

第6回 日本仏教心理学会総会 議事録

2014年12月14日

身延山大学

1. 議長選出 三輪是法（身延山大学教授）
2. 運営委員会・評議委員会による下記の提案事項は、**全て可決された。**
 - A. 役員の任期 27年3月での任期が切れるが、円滑な学会運営の為、会長（ケネス田中）、副会長（井上ウィマラ）、会計（三友健容）3名とも再任する。
 - B. 学会正会員の入会基準の設置 入会を希望する者は、所定の申込用紙を提出し、運営委員会の承認を得ることを基準とする。また、新しい申し込み用紙には、1人の「身元保証人・レファレンス」としての名前、所属、肩書き、及び連絡先を記述してもらう。（会則変更有り。）
 - C. 学術大会実行委員会の設立 学会にとって最も重要な活動は、学術大会である。しかし、ほとんどの学会が苦勞するのは、恒例の学会大会の実施である。従って、本学会では、大会実行委員会を設立し、会場校と協力しながら、この実行委員会が大会の企画と運営を担うことにする。関西と関東に設置し、学会員に構成員となってもらう。
 - D. 大会実行委員会を総括する運営委員 龍谷大学の藤能成先生を推薦する。
 - E. 学会英語名 The Japanese Association for the Study of Buddhism and Psychology を正式な英語学会名と提案する。
 - F. アドバイザーの設置 顧問・アドバイザーとして著名人数名を設置すること提案する。（会則変更有り。）
3. 会計関係事項 提案通り**可決**
 1. 27年度 学会事業計画・予算案
4. 27年度の大会開催校 未定であり、運営委員会が検討する。

27年度事業計画

1. 「ニューズレター 春」 4月発行
2. 関東地区研究会 4月～7月 3回
3. 関西地区研究会 4月～7月 2回
4. 関東地区研究会 9月～11月 3回
5. 関西地区研究会 9月～1月 2回
6. 「ニューズレター 秋」 10月発行
7. 第7回学術大会 未定
8. 関東地区研究会 1月～3月 2回
9. 関西地区研究会 1月～3月 1回
10. 学術雑紙 3月31日ごろ

平成27年度 予算(案) (2015年4月1日～2016年3月31日)

収入の部

項目	26年度予算額	27年度予算額	摘要
会費	704,000円	737,000円	【内訳】 ・正会員 110名 = ¥550,000 学生会員 40名 = 80,000 一般会員 29名 = 87,000 賛助 1名 = 20,000 合計 180名
雑収入	50,000円	100,000円	利息、寄付、公開講座参加費
	200,000円	200,000円	26年度の繰越金
合計	954,000円	1,037,000円	

支出の部

項目	26年度予算額	27年度予算額	摘要
----	---------	---------	----

印刷物	335,000円	500,000円 20,000円	学会誌印刷、編集、テープ起こし ニュースレター関係
通信費	35,000円	25,000円	一般切手 学会誌郵送費
事務費	72,000円	79,000円	事務用品、 運営委員会会議費 評議委員会議弁当代
人件費	120,000円 60,000円	180,000円 60,000円	名簿記録係等の事務作業 HP運営費（一年間）
雑費	3,000円	3,000円	銀行手数料
公開講座・研究会	60,000円	80,000円	講師謝礼等
学術大会助成金	50,000円	70,000円	学会による援助金
予備費	20,000円	20,000円	
合計	954,000円	1,037,000円	

日本仏教心理学会 ― 会則

会則前文

人間の心の理解とその救い・癒し・成長に関わる理論と方法という点で、仏教と心理学はきわめて近接した関係にあると思われるが、残念ながらこれまで日本では本格的な対話や統合の試みが十分行なわれてきたとはいえない。しかし深刻な心の荒廃が指摘される状況下にあつて、今こそ両分野に関わる研究者・臨床家が協力しあい、より統合的で有効妥当性の高い、現代人のための新たな心の理解・救い・癒し・成長の道を拓くことが望まれるのではないか。そうした共通の問題意識を出発点として、ここに「日本仏教心理学会」を創設する。

第1章 総則

第1条 名称

本会は、「日本仏教心理学会」と称する。

第2条 事務局

本会の事務局は、202-8585 東京都西東京都市本町1-1-20 武蔵野大学ケネス田中研究室に置く。

第2章 目的および事業

第3条 目的

本会は、仏教と心理学の対話あるいは統合を目指す研究者・臨床家が、それぞれの研究や臨床実践の成果を発表して相互啓発、建設的な相互批判を行なうことを目的とする。

第4条 事業

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究会、講演会、シンポジウム等の開催
- (2) 2年に1回の総会
- (3) 年1回の学会誌の発行
- (4) その他、当学会が適当と認めた事業

第3章 会員

第5条 会員

本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 仏教または心理学の研究・臨床の職にあつて本会の趣旨に賛同する者
- (2) 一般会員 研究・臨床の職にはないが本会の趣旨に賛同する者
- (3) 法人会員 本会の趣旨に賛同する仏教または心理学に関わる法人
- (4) 賛助会員 本会の趣旨に賛同し一定の財政的援助を行う個人または団体

第6条 入会 (新)

1 入会を希望する者は、所定の申込用紙を提出し、運営委員会の承認を得る。

2 入会の許可を得た者は、会費納入をもって入会する。

第7条 退会

- 1 退会する者は、退会の意思を事務局に伝えること。
- 2 会費を期限以後1年間納めなかった者は、自動的に退会扱いとする。

第8条 除名

- 1 会員が本会に損害を与え、または本会の趣旨に反する言動をした場合、運営委員会の決議により除名することができる。
- 2 除名の対象となる会員は、申し出があれば、決議の前に運営委員会で弁明の機会が与えられる。また、運営委員会の決議に異議がある場合、会員25%以上の賛同を得て臨時総会の開催を要求することができる。

第4章 役員

第9条 役員 (新)

- 1 本会に次の役員を置く。
 - (1) 会長1名 運営委員の互選によって決定する。
 - (2) 副会長1名 運営委員の互選によって決定する。
 - (3) 会計1名 運営委員の互選によって決定する。
 - (4) 運営委員若干名 正会員より立候補し、正会員25%以上の推薦を受ける者。
 - (5) 監事2名 運営委員会の指名により決定する。
 - (6) 評議員 数十名 運営委員会の指名により決定する。
 - (7) 顧問・アドバイザー若干名 運営委員会の指名により決定する。

第10条 任期

- 1 役員の任期は、3年とする。再任を妨げない。
- 2 役員に欠員を生じたときは、その後任者を新たに選任する。その場合に役員の任期は、前任者の残余期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後も、後任者が選任されるまでの間、なおその職務を行う。

第11条 役員の役割

- 1 会長は、本会を代表する。会長が欠けたときまたは事故があったときは、副会長がその職務を代行する。
- 2 運営委員は、運営委員会を組織し、会務を執行する。

第12条 役員の解任

- 1 役員は任期中であっても、運営委員会の過半数の決議によって任を解くことができる。
- 2 役員は任期中であっても、会員25%以上の要求があった場合、運営委員の過半数の同意をもって任を解くことができる。
- 3 役員は任期中であっても、会員25%以上の要求があった場合、運営委員会が臨時総会を開催し過半数の決議によって任を解くことができる。

第13条 監事

監事は、会計および会務執行の状況を監査する。

第5章 運営

第14条 運営委員会

- 1 運営委員会は、運営委員によって構成される。
- 2 運営委員会は、会長が招集する。
- 3 運営委員会は運営委員の3分の2以上の出席と委任状によって成立し、決議は出席者の過半数による。

第15条 委員会

本会の事業遂行のため、必要に応じて特別委員会を設置する。

第16条 事務局

事務局長が事務局運営にあたる。会長は事務局長を任命する。事務局の事務遂行のため有給の事務局員をおくことができる。

第6章 総会

第17条 2年に1度総会を開催する。総会は、会員の3分の1以上の出席および委任状によって成立する。決議は、規約改正の場合を除き、出席者の過半数をもって行う。ただし、運営委員会が必要と認めた場合、または会員25%以上の要求があった場合は、臨時総会を開催することができる。

第7章 会計

第18条 会計年度

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第19条 会費

- 1 会費は、正会員は年額5,000円、ただし正会員のうち学生（大学院生以下）は年額2,000円とする。
- 2 一般会員は年額3,000円とする。
- 3 法人会費は、年額10,000円とする。

4 賛助会費は、年額 10, 000 円を 1 口とし、個人は 1 口以上、団体は 3 口以上とする。

第 8 章 情報の公開およびオンブズマン

第 20 条

本会の決算は公開するものとし、会計年度中においても会員の求めがあれば会計を公開する。

第 21 条

運営委員会または、事務局は会員 25%以上の要求があった場合、プライバシーに関わるものを除きすべての情報を公開しなければならない。

第 22 条

運営委員会が必要と認めた場合、または会員 25%以上の要求があった場合、第三者のオンブズマンを置くことができる。

第 9 章 規約の改正

第 23 条 規約改正

この規約を改正するには、総会において出席者の過半数の同意を得なければならない。

付則

① 本学会の設立日は、2008 年 11 月 30 日とする。

② この会の役員は以下の会員とする。

会長 203-0023 東京都東久留米市南沢 5-8-14 恩田彰

副会長 251-0861 神奈川県藤沢市大庭 5055-6-2-18-1831 岡野守也

会計 183-0002 東京都府中市多磨町 1-20-14 ケネス田中 (Kenneth Tanaka)

③ この会則は 2008 年 11 月 30 日から適用とする。

改正 2014 年 12 月 13 日

上記の記載内容に相違ありません。

203-0023 東京都東久留米市南沢 5-8-14

日本仏教心理学会会長 恩田彰